

PTA(主催・共催)活動終了後、
必ず事故の有無を確認

これは、岐阜県PTA見舞金給付会「手引」の裏表紙にある言葉です。PTA活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生したりした場合、「医療見舞金」や「修繕費」等が給付されます。もし事故が発生したときには、「手引き」裏表紙の「給付までの流れ」をご覧になって、手続きをお願いします。

また、「どんなときに」活用できるのかは、「手引」の表紙裏や「利用に当たって」を見てください。

＜問い合わせ事項より＞

資源回収時や環境整備時の事故に関しての問い合わせが多くあります。質問いただいた事柄のいくつかに通じて周知願いたいことを記載します。

「資源回収時」

車の使用に伴う対人賠償、対物賠償はすべて免責となっています。積み下ろし時の車の擦り傷、荷崩れや液漏れについてPTAに賠償責任があるとするには無理があり、会員の方には理解していただき車を提供いただく必要があります。会員の車を使用する場合、ドアの開閉は所有者が行い、積み込み時には立ち会うことをきちんと徹底するようにしてください。

「環境整備時の草刈り機」

草刈り機使用時に石跳ねにより車を傷つけたり窓ガラスを割るなどの事故が起きています。幸いにもキックバックによって草刈り機が跳ね近くにいた人の腕を切ったとか、跳ね石が目や直撃し失明したなどの重大事故は起きていませんが、これらの事故が起きた場合PTA組織として損害賠償責任があるか、危険な行為を承知で行った重過失に当たると判断されるかは、保険会社の判断によります。

草刈り機を使用する場合、作業者は保護めがねの着用、近くに車があるときは移動させる、建物の近くでは防護ネットを張る、または使用せず手刈りに切り替えるなど対策を徹底する必要があります。

「プール開設」に関する安全対策の確認を！

昨年夏は酷暑により、夏休みの学校プール開放が全面禁止という市町がありました。プール

に響く子どもたちの歓声を思い、夏休みのプール監視については「子どもたちのため」という善意の活動ではありますが、万全の対策を考えておく必要があります。

夏休みのプール開設が、「学校管理下」での実施であれば、監視をしていたPTA会員に責任が及ぶことはありません。多くの学校では、学校管理下での実施となっていますが、「PTAによる開設」との話も伺っています。重篤な事故発生の場合、PTAにその責任が及ぶことはないか、危惧しています。開設前に、必ずご確認をお願いします。

いずれにしても「遊泳中の子どもたちが全員プールから上がったのを確認してから休憩する」といった『プール監視時の注意事項』を徹底し、より多くの大人の目で子どもたちを見守ることに尽きる」と、審査会で話し合われました。

「賠償責任補償」について

岐阜県PTA連合会が加入している「PTA賠償責任保険(管理者賠償責任保険)」は、PTA管理者が被保険者となっています。PTA活動中の災害といえども、PTA会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。PTA管理者に、法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

お知らせ・お願い

◆ 右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



◆ 県PTAのHPから今まで発行された「給付会便り」を見ることができます。しかし、当時は賠償責任保険が適用できたものが、現在は対応できないなど、判断基準が変化しているものもあります。ご注意ください。

『PTA24保険』への加入を！

「子どもによる自転車の交通事故」が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。

充実した補償の『PTA 24 保険』への加入を是非ご検討ください。(詳細については、取扱代理店(株)ワイズ ☎ 058-248-0033 へお問い合わせください)

例年、夏休み期間中のPTA活動中の災害(傷害・賠償事故)が多いです。事故防止に万全の備えをしてください。